

## 2018年度 日本小児神経外科学会認定医に関する Q&A

小児神経外科学会認定医制度が開始され、申請や更新に関する数多くの意見を頂きましたので、これらをまとめて Q&A を作成いたしました。

Q1 認定医の新規申請にあたり、論文の主著がないと申請できませんか？

A1 論文は共著の1編でも構いません。論文による学術単位として最高10単位まで、主著・共著問わず5編までです。

Q2 小児例を含んだ論文は、小児神経外科領域の論文として申請できますか。

A2 小児を主題とした論文であることが必要です。小児例を含んでいるだけでは認定されません。一部の症例が小児である、とか、考察において小児に関する記載があるだけでは認定されません。

Q3 学会予稿集や臨床病理検討会の症例提示は、認定されますか。

A3 論文として認定されません。「小児の脳神経」の extended abstract は認定されます。

Q4 脊髄髄膜瘤や水頭症で小児科医が主治医として NICU で入院管理を行う場合には退院サマリーに反映されないことがあります。このような場合はどのように報告すればいいのでしょうか？

A4 症例の要約と公式手術記録の写しを付けて、担当医として治療にあたったことがわかる書類を提出して下さい。ただし手術を行わなかった症例については認められません。また、提出する症例要約中で申請者の関与がわかる部分にハイライトをつけてください。

Q5 小児神経外科認定医は病院などで公示して良いですか？

A5 各施設の病院内やホームページ上への掲載も可能ですし、日本小児神経外科学会ホームページ上で閲覧も可能となります。

Q6 認定医を取得するメリットはありますか？

A6 ホームページや各施設で小児神経外科専門治療を行える認定医を掲示することで、患者やご家族の病院選択やメディカルスタッフからの病院紹介にも利用されることとなりますので、認定医を取得する価値は高いと考えます。2022年以降は、手術経験は認定医指導のもとで行なわれた症例に限定されます。また、今後、小児神経外科学会内で学術委員あるいは専門委員会委員として活躍するには、認定医であることが委員となる条件となります。

Q7 手術症例以外の臨床経験 20 症例において、4 つの分野の疾患の内、3 分野以上を含むこととなっていますが、外来症例（5 例以下）も 3 分野以上が必要ですか？

A7 15 歳以下の小児神経外科症例の臨床経験 20 例は入院症例と外来症例を合わせて、4 つの分野の疾患の内、3 分野以上を含んでいれば問題ありません。

Q8 手術見学症例の公式手術記録を添付しなければなりませんか？

A8 公式手術記録は不要ですが、手術症例要約および見学証明書を提出してください。

Q9 手術症例の時期はいつでもよいですか？

A9 期間の規定はありません。しかし、2022 年以降の申請では、認定医のもとでの手術症例に限定されます。

Q10 更新時に論文は必要ですか。

A10 必須ではありません。

Q11: 学術単位、手術経験、臨床経験などで必要単位を満たしているとき、セミナー参加履歴、手術見学履歴、外来症例要約などの提出は必要ですか。

A11: 不要です。

Q12: 2015 年度に会員になりました。いつ申請できますか。

A12: 申請には 3 年以上の会員歴が必要なため、2018 年度以降に申請してください。

Q13: 採択されましたが、未だ、掲載されていない論文を申請できますか。

A13: 申請できますが、論文リスト（様式 5）の 雑誌名の後に「in press あるいは受理：〇〇年〇月〇日」と記載し、採択を証明するもののコピー、採択された論文のタイトルページと抄録のコピーを添付してください。

Q14: 論文の著者名が旧姓のときはどうすればよいですか。

A14: 論文記載の後ろ書きで（〇〇は旧姓、現在△△）と記載してください。

Q15: 申請時に申請料を払ったのに、申請に必要な条件を満たしていない、あるいは書類不備で認定されなかった場合、申請料は戻してもらえるのですか。

A15: 申請書類の審査に事務経費がかかっているため、申し訳ありませんが申請料の払い戻しはできません。